

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

〔住宅支援資金〕

○貸付の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とします。

○貸付対象

奈良県内に居住し、児童扶養手当受給者(同等の水準を含む)であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方が対象です。なお、所得が児童扶養手当受給者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。

○貸付額

原則12ヵ月に限り、入居している家賃の実費(上限月額4万円)

ただし、12ヵ月以内に就業の内定を得たが、実際の就業が12ヵ月以降になるため、一定期間収入がなく、家賃が払えなくなる場合など、やむを得ない事由があるときに限り、3ヵ月を限度に延長することができます。

※ 貸付利子は、無利子

○貸付申込み

居住地の福祉事務所(※)を経由して「貸付申請書」(様式第1号-2)に添付書類を添えて県社協に提出してください。

※ 町村については、県の福祉事務所が窓口となります。

○返還免除

住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したときは、返還免除を受けることができます。

なお、上記の要件を満たさない場合、貸付終了から1年経過後に返済を開始していただきます。償還期間は4年以内です。

※ 正当な理由がなく、返還期限を過ぎた場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。(返還先：県社協が指定する口座に返還)

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 生活支援課

TEL (0744) 29-0100(代)

償還表

[設定条件：貸付金額 48 万円：償還期間 4 年の場合]

| 貸付金額 | 償還年数 | |
|-----------|---------------|----------|
| | 4 年 (4 8 回) | |
| | 初回～ 4 7 回 | 最終回 |
| 480,000 円 | 10,000 円 | 10,000 円 |